

## 藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市新生児聴覚検査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に定める実施機関以外の医療機関等で新生児聴覚検査（以下「検査」という。）を受けた者又は実施要綱第7条第1項に定める上限金額に満たない金額で検査を受けた者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、その検査費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この要綱により検査費用の助成を受けることができる者は、実施要綱第3条に該当する者の保護者で、実施要綱第2条第1項各号に規定する検査を受けた児の保護者及び市長が特別な事情があると認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施要綱に定める検査の費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けている場合は、対象とならない。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、新生児聴覚検査に要した費用のうち、実施要綱第7条に規定する市が負担すべき費用を限度とする。

### (助成金の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、対象となる児の出生日から1年以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 検査の受検費用（保険適用外のものに限る。）を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 申請する分の藤沢市新生児聴覚検査費用補助券の写し又は原本
- (3) 検査を受検したことが確認できる書類（母子健康手帳の写し等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

### (交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定する場合は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請した者に通知し、交付しない場合は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請した者

に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、助成申請金額と交付決定額に差異が生じたときは藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付決定通知書（第2号様式）にその理由を記さなければならない。

（助成金の交付）

- 第6条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合は、交付決定日から起算して30日以内に、申請した者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

- 第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この要綱の施行状況について 令和8年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用

することができる。この場合における助成金の請求は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。この場合における助成金の請求は、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、この要綱の施行状況について 令和１１年３月３１日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年８月１８日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。